【市民球場ほか２施設】

選定基準	審査の項目	配点	選定団体	非選定団体	
			株式会社PAL	A	B
【Ａ－１】 市民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること （指定手続条例第3条第１号）	施設の設置目的及び市が示した管理の方針 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	52点×5人 ＝260点	195点	169点	115点
【Ａ－２】 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 （指定手続条例第3条第２号）	利用者増加を図るための具体的手法及び期待される効果 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	64点×5人 ＝320点	227点	221点	140点
【Ａ－３】 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 （指定手続条例第3条第３号）	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 安定的な運営が可能となる人的能力 安定的な運営が可能となる経理的基盤	56点×5人 ＝280点	178点	163点	97点
【Ａ－４】 公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして市長が別に定める基準 （指定手続条例第3条第４号）	類似施設の運営実績 地域振興 地球環境に配慮した取組 その他提案	28点×5人 ＝140点	90点	83点	76点
【Ｂ－１】 管理の経費の縮減が図られるものであること。 （指定手続条例第3条第２号）	施設の管理運営に係る経費の内容	60点×5人 ＝300点	280点	275点	300点
合計		1300点	970点	911点	728点